

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会が多い、**弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々**などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご利用ください。

－ 法人実効税率の引き下げ －

去る 6 月 24 日、政府は法人実効税率を、現在の 35%程度から数年間で 20%台まで引き下げることを目指すとの閣議決定をしました。一方で、個人の所得税については、平成 27 年度からは新たに課税所得金額 4,000 万円超という区分が設けられ、この税率を 45%とし、現行の最高税率(40%)の引き上げを行うことになっています。こうした法人減税、所得税増税の傾向を踏まえて、今回は、個人事業主の方が法人化した場合の節税メリットについて説明したいと思います。

1. 政府の法人税減税等の改革を盛り込んだ閣議決定の概要

(1) 法人実効税率

政府は 6 月 24 日、法人税改革を盛り込んだ「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(以下、「当該方針」という。)を臨時閣議で決定しました。当該方針において、政府は成長志向の法人税改革に向けて、来年度から数年で法人実効税率を 20%台まで引き下げることを目指すと明記しました。

(2) 消費税率 10%への引上げは年内に判断

その他の税制関連では、平成 27 年度予算編成に向けた基本的考え方において、平成 27 年 10 月に予定されている消費税率 10%への引上げについて、税制抜本改革法に則って経済状況等を総合的に勘案して「平成 26 年中に判断を行う」と明記し、政府は今年末までに法律どおり実施するか否かを最終判断する方針を示しました。

(3) 法人税改革について

日本の立地競争力強化と企業の競争力を高める一環として、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手するため、法人実効税率(東京都の場合は 35.64%)の引下げについて「数年で法人実効税率を 20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する」と明記しました。引き下げのための財源については、平成 32 年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標との整合性を確保するため、課税ベースの拡大等による恒久財源を確保し、年末に具体案を示すものとしています。毎年秋から始まる自民党税調での税制改正議論において具体的な検討が行われ、平成 27 年度税制改正大綱で詳細が盛り込まれる見通しです。

2. 個人事業主が法人化した場合の節税について

法人税は減税の方向に向かっていますが、所得税はさらに増税されていく可能性があります。個人事業主の方が法人化した場合において税金がどの程度節税できるのかシミュレーションをし、説明したいと思います。なお、今回のシミュレーションにおいては、理解しやすいように単純な前提にしています。

(1) 個人事業主の税金

【前提条件】

- 事業利益(不動産所得の場合も同じ、配偶者への専従者給与控除後):年間 20,000,000 円
- 配偶者への専従者給与:年間 1,000,000 円
- 所得控除は基礎控除のみとします。

項目	金額(円)	備考
事業利益	20,000,000	専従者給与控除後
青色申告特別控除	-650,000	
差引	19,350,000	=20,000,000-650,000
基礎控除	-380,000	
配偶者控除	0	専従者給与を支払った場合
課税所得	18,970,000	=19,350,000-380,000
所得税	4,792,000	=18,970,000×40%-2,796,000
住民税	1,897,000	=18,970,000×10%(概算)
個人事業税	855,000	=(20,000,000-2,900,000)×5%
個人税金	7,544,000	=4,792,000+1,897,000+855,000

(2) 上記(1)の個人事業主が法人化した場合

【前提条件】

- 役員報酬:年間 10,000,000 円
- 法人利益:年間 10,000,000 円
- 配偶者への給与:年間 1,000,000 円(ただし、利益から既に控除されたものと仮定)
- 所得控除は基礎控除のみとします。
- 資本金は 10,000,000 円とします。
- 法人実効税率は 29.0%とします。

ネクストウィル・タックスレビュー Vol.45

発行日:平成 26 年 7 月 10 日(毎月 10 日発行)

発行者:ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

住所:107-0052 東京都港区赤坂 7 丁目 9 番 4 号 赤坂 Vetro 3 階 電話:03-3568-1977 / FAX:03-3568-1979



項目	金額(円)	備考
役員報酬	10,000,000	配偶者給与控除後
給与所得控除	-2,200,000	=10,000,000×10%+1,200,000
差引	7,800,000	=10,000,000-2,200,000
基礎控除	-380,000	
配偶者控除	-380,000	配偶者控除を受けられます。
課税所得	7,040,000	=7,800,000-380,000-380,000
所得税	983,200	=7,040,000×23%-636,000
住民税	704,000	=7,040,000×10%(概算)
個人税金①	1,687,200	=983,200+704,000

事業利益	10,000,000	役員報酬控除後
法人税等②	2,900,000	=10,000,000×29%
法人住民税(均等割)③	70,000	
税金合計①+②+③	4,657,200	=1,687,200+2,900,000+70,000

(3) 個人事業主が法人化した場合における税額の差額について

上記の通り、個人事業主の場合は 7,544,000 円の税金が課税されるのに対し、法人化した場合は、個人と法人分の合計で 4,657,200 円となり、2,886,800 円もの差があります。この差額は次の要因により発生するものであり、これらを利用することで節税メリットを享受することができます。

- 法人化により、役員報酬(給与所得)として受け取ることで、給与所得控除を適用することができます。
- 配偶者への給与について、専従者給与ではなく、法人の従業員給与とすることで、一定の条件のもと配偶者控除を適用することができます。
- 所得税と法人税の税率差により節税を図ることができます。

今後、法人税が減税となり、所得税がさらに増税される可能性がある現状においては、法人化を検討する価値があると考えられます。

上記の内容に係らず、会計・税務に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 国税庁ホームページ
- 税務通信 3317 号、3318 号

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / シニアコンサルタント 清水 一宏

【事業概要】

■ 法人アドバイザー事業

法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス

■ 個人アドバイザー事業

所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス

■ 財務アドバイザー事業

M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務

企業価値評価業務、事業再生支援業務